

小規模保育事業指導監査での指摘事項(令和3年度)

(別表1)

No.	項目	問題点	指導内容及び補足説明
1	運営規程	運営規程が適切に定められていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めなければならない。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)提供する特定地域型保育の内容 (3)職員の職種、員数及び職務の内容 (4)保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日 (5)保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 (6)区分ごとの利用定員 (7)家庭的保育事業等の利用開始及び終了に関する事項並びに利用にあつたての留意事項 (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待防止のための措置に関する事項 (11)その他の家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 <p>【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第46条】</p>
2	重要事項説明書	重要事項説明書等で明示すべき運営規程の概要等に不足があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項説明書には事業の運営についての重要事項に関する規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担連携施設の種類、名称、連携協力の概要、その他利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記載しなければならない。 次に掲げる事業の運営についての重要事項を記した文書を交付して保護者に説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。 (1)施設の運営方針 (2)提供する保育の内容 (3)保育時間(保育標準時間、保育短時間の設定時間及び延長時間) (4)職員の勤務体制(職種、人数) (5)保護者から支払いを受ける費用の種類(保育料、延長保育料、上乗せ徴収、実費徴収) (6)子どもの区分(年齢)ごとの利用定員 (7)連携施設の種類、名称、連携協力の概要 (8)その他保育の選択に資すると認められる重要事項 <p>【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第38条】</p>

3	運営規程及び重要事項説明書	運営規程及び重要事項説明書等に記載している職員の職種及び職員数が実際と異なっていた。	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程には、配置人数(園において雇用予定の人数)を適切に記載する必要がある。配置人数が変動するたびに運営規程の変更届を提出する必要がないよう、次の①又は②のとおり記載することでも差し支えない。 <ul style="list-style-type: none"> ①公定価格上の配置基準を満たす人数として「〇人以上」と記載する。 ②固定の人数を記載した上、「人数は基準を下回らない範囲で増減することがある」等の説明を付記する。 なお、職員数が変動する可能性がある場合は、その旨も記載することが望ましい。 <p><重要事項説明書等に園が定める基準日の職員の職種及び職員数を記載する場合></p> <p>職員の雇用状況は変動する場合があるので、日付け(〇年〇月〇日現在)を記載し、いつの時点の情報であるかを明確にすること。職員数が変動する可能性がある場合は、その旨も記載することが望ましい。</p>
4	各種規定等の整備	<p>園で定める育児・介護休暇等に関する規定が、現行の育児・介護休業法施行規則等の法改正に沿った内容ではなかった。</p> <p>育児・介護休業等規則から適用除外する職員を定めているが、育児・介護休業等規則に関する労使協定を締結していなかった。</p> <p>電子申請により、36協定を本社で一括して届け出ているが、当該事業所の労働者の過半数を代表する者と労使協定を締結していない、又は労働者の過半数で組織する労働組合の存在を知らせておらず、届出の内容も周知していなかった。</p> <p>処遇改善加算Ⅰの支給額が減額になることを口頭で職員に伝え同意を得ていたが、給与規程の改訂及び所轄の労働基準監督署への変更届出がされていなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子育てや介護など家庭の状況から、時間的制約を抱えている時期の労働者の仕事と家庭の両立支援の為、法改正に基づき、育児・介護休業等規則の内容を適宜改訂し、所轄の労働基準監督署長に届け出ること。 <p>【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律】</p> 令和3年1月1日の法改正により、育児・介護休業等規則に掲げる休暇等を、全ての労働者(日雇い労働者、一部の有期契約労働者を除く)が取得できるようになっている。規則から適用除外する職員を定める場合には、書面にて育児・介護休業等に関する労使協定を締結すること。 <p>【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第6条】</p> 令和3年3月より、事業所ごとに労働者代表が異なる場合でも電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能であるが、労使協定の締結に関しては従来通り事業所ごとに行う必要がある。 <p>労使協定を締結する際には、事業所の過半数で組織された労働組合又は事業所の労働者の過半数を代表する者(労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと)を選出し、労働者側の締結当事者として選出すること。選出手続きについては、投票、挙手、労働者の話し合いや決議等により労働者の過半数がその人の選任を指示していることが明確にわかる手続きをとること。</p> <p>36協定の内容は事業所の見やすい場所への掲示、備え置く、書面を交付するなど、いずれかの方法により職員に周知すること。</p> <p>【労働基準法第36条及び労働基準法施行規則第6条の2】</p> 給与規定は就業規則に紐づいた付属規定であり、規程内容に変更があれば変更届出が必要となる。特に労働者の不利益につながる変更があった場合には、速やかに所轄の労働基準監督署に届出ること。届出を怠った場合は、労働基準法第120条により30万円以下の罰金となる可能性があります。 <p>【労働基準法89条、120条】</p>

5	連携施設の確保について	連携協力に関する協定を結んでいなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 連携協力内容、役割分担及び責任の所在等を書面にて明確化し、連携施設との間で協定を締結すること。協定書の内容については、次項の問題点、指導内容及び補足説明を参考にすること。 <p>【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて】</p>
		連携施設との協定書が「大村市家庭的事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第6条第1項各号に掲げる連携協力の内容を網羅していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 連携施設は次の(1)～(3)に掲げる「大村市家庭的事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下「市設備運営基準」という)第6条第1項各号全ての連携協力が確保された施設でなければならない。連携施設を確保する際は、書面により連携内容を明らかにすること。 (1)保育内容の支援(第6条第1号) ※ <u>連携施設からの支援内容を具体的に記載してください。</u> (2)代替保育の提供について(第6条第2号) (3)卒園後の受け皿の設定について(第6条第3号) <p>【家庭的保育事業等の連携施設の確保について】</p>
6	労務管理の適正な執行等	転居等による通勤ルート及び通勤距離等の変更により、通勤手当の金額が変わった職員から、そのことを証明する通勤届の変更申請を受けていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 職員の転居等により通勤ルート及び通勤距離等に変更があった場合は、速やかに通勤届の変更申請を依頼し、事業所で申請内容を確認した上、通勤手当を見直すこと。
		労働条件通知書に、賃金の支払方法についての記載がなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して労働基準法第15条第1項の規程により、労働基準法施行規則第5条に掲げる下記事項を明示し、書面により交付しなければならない。労働条件の明示義務に違反した場合は、30万円以下の罰金となる可能性もあります。 (1)労働契約の期間 (2)有期労働契約を更新する場合の基準 (3)就業場所・従事する業務の内容 (4)始業・終業時刻、残業の有無、休憩、休日、休暇、交代制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項 (5)賃金の決定方法、計算方法、支払い方法、賃金の締切、支払い時期に関する事項 (6)退職に関すること(解雇の事由を含む) (7)昇給に関すること <p>※上記事項以外にも事業所で定める制度がある場合は、明示すること。</p> <p>【労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条】</p> <p>〈パート労働者の場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> パート労働者を雇い入れた場合は、上記事項に加え明示すべき事項として、昇給、退職手当、賞与の有無の明示が義務付けられている。 <p>【パートタイム労働者の適正な労働条件の確保のために】</p>

	<p>雇入れ時の健康診断の検査項目を網羅していない職員がいた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 雇入れ時の健康診断の検査項目は、原則省略することができない。労働安全衛生規則43条に規定する次の事項を網羅すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)既往歴及び業務歴の調査 (2)自覚症状及び他覚症状の有無の検査 (3)身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 (4)胸部エックス線検査 (5)血圧の測定 (6)貧血検査(血色素量及び赤血球数) (7)肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) (8)血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) (9)血糖検査 (10)尿検査(尿中の糖及び蛋白(たんぱく)の有無の検査) (11)心電図検査 <p>【労働安全衛生規則43条】</p>
	<p>契約更新により1年以上勤務しており、1週間の所定労働時間が同種の業務で働く常勤労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上の非常勤職員に対して雇用時健康診断及び定期健康診断を実施していなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使用者は労働安全衛生規則第66条に基づいて、「常時使用する短時間労働者」に対して雇入れの際に行う健康診断及び1年以内ごとに1回、定期に行う健康診断を実施すること。 <p>「常時使用する短時間労働者」とは次の下記①及び②のいずれの要件をも満たす者のこと。</p> <p>①期間の定めのない労働契約により使用される者。</p> <p>期間の定めのある労働契約により使用される者であって、契約期間が1年以上の者、並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者であること。</p> <p>②その者の1週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。上記①の要件に該当し、1週間の労働時間数が当該事業場において、同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の2分の1以上の者に対しても、一般健康診断を実施することが望ましい。</p> <p>【短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について】</p>
7	<p>保育士証等</p> <p>保育士証の原本確認を行っていなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 偽造防止のためにも、保育士証の確認は必ず原本で行い、写しを保管する必要がある。 <p>写しには日付けの記載及び確認者の押印等、原本証明をすること。</p>
	<p>結婚等で苗字が変わった保育士の保育士証が旧姓のままだった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保育士が改姓した場合には、速やかに保育士証書換え交付申請手続きを行い、改姓後の保育士証の交付を受けること。事業所は改姓後の保育士証も原本確認し、写しを保管すること。

		みなし保育士として勤務している保育士以外の職員の資格証及び免許状等の原本確認及びその写しの保管をしていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 有資格者として雇用し、みなし保育士として配置する職員の資格証及び免許状等も、必ず原本確認を行い、事業所で写しを保管すること。
8	利用者負担額等の受領について	保護者に金銭の支払いを求めた際には、集金袋に購入品目や金額を明示し、受領印を押すことで領収書の交付に代えているが、卒園や進級時等に保護者に集金袋を返却する際に、事業所で写しを保管していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 集金袋や袋に貼り付けた用紙に購入品目や金額を明示し、集金袋により現金を受領、その後受領印を押す方法により領収書の交付に代えている場合には、領収書と同等の扱いとなる。集金袋を保護者に返却する際には、必ず集金袋の写しをとり、事業所で定める領収書の保存期間と同じ期間、保管すること。
9	非常災害対策	避難及び消火訓練を毎月実施していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害に対する訓練の内、避難及び消火に対する訓練は少なくとも毎月1回行わなければならない。実施した訓練内容や課題、反省点等を整理し、必ず実施記録を残すこと。 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条2項】
		通報訓練を実施していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 通報訓練の実施は防火管理者の責務である。必ず年1回以上、又は施設が消防計画に定める回数を実施すること。 【消防法第8条第1項及び消防法施行令第3条の2】
		不審者(防犯)訓練を実施していなかった。 または、不審者(防犯)訓練を実施した月に、避難及び消火訓練を実施していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの不審者等侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。 不測の事態に際しての防止措置を含め、対応の具体的内容や指示の流れ等を示す緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、実践的な訓練や園内研修等を通じて、全ての職員が把握すること。 不審者訓練は非常災害時の避難訓練実施項目に含まれないため、不審者訓練を実施した月にも避難及び消火訓練を実施すること。 【保育所保育指針解説3(2)事故防止及び安全対策】
		非常災害対策の各種マニュアルが作成されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 小規模保育事業者等は非常災害に対する具体的な計画を定めることとされている。 この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害、土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定している。必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、地域の実情を鑑みた災害に対処できるものとする。 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条】 【児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について】

10	虐待の防止	虐待防止マニュアルを作成していなかった。 または、不適切な養育についてのマニュアルは整備しているが、不適切な保育についてのマニュアルを整備されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な養育を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るには、子ども等の情報や不適切な養育に関する考え方を職員間で共有し、適切な連携の下で対応をする必要がある。また、施設長及び職員の不適切な保育を未然に防止するためには、子どもの人権・人格を尊重する保育や不適切な接し方等について共通の認識を持つことが不可欠となる。 <p>虐待に係る事件及び事故の防止並びに早期解決に向けた取り組みとして、虐待防止に係る事項をマニュアル化し、職員間で共通認識の下、連携体制の確保に努めること。</p> <p>【保育所保育指針解説】 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条】</p>
		虐待防止のための職員に対する研修を実施していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 園児の人権擁護、虐待防止等に関する資質の向上を図るため、研修や勉強会等必要な措置を講ずること。 <p>【児童虐待の防止等に関する法律第4条3項】 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条各号】</p>
11	衛生管理	衛生管理マニュアルを作成していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児が利用する施設は、感染症及び衛生管理に関する知識と、適切な対応を日頃から身に付ける必要がある。職員が自己の健康管理に留意し、子どもが清潔を保つための生活習慣を身に付けられるよう、危機管理体制を整備し、組織対応を文書化することが望ましい。 <p>感染症発生時の対応に関するマニュアルを作成し、緊急時の体制や役割を明確にすること。</p> <p>【保育所保育指針解説】【保育所における感染症対策ガイドライン4】</p>
		自園調理により食事を提供しているが、専門業者による害虫駆除を行っていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 小規模保育事業所は大量調理施設には該当しないが、園児が食中毒に感染した場合は、重症に至ることが大いに考えられることから、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理に努めることが求められる。 <p>施設のねずみ・こん虫等の発生状況を月1回以上点検するとともに、ねずみ・こん虫の駆除を半年に1回以上（発生を確認した時にはその都度）実施し、その実施記録を1年間保管すること。</p> <p>【児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について】 【大量調理施設衛生管理マニュアル】</p>
12	食事の提供	検食時間と園児への食事の配膳時間が同時刻の日があった。または、検食簿に配膳時間や検食時間の記録のない日があった。	<ul style="list-style-type: none"> 食事における事故を未然に防止するために、調理完了から園児への食事の提供までの間に調理従事者以外の検食者による検食を実施すること。検食の際は、栄養的観点から園児の食事として質及び量は適当か、食育的観点から盛付など園児の立場にたった配慮がされているか、衛生的観点から異味・異臭、その他異常が感じられないかを確認する。検食した際には、検食時間、点検事項等を必ず記録すること。 <p>【保育所・認定こども園における「食事の提供に係る業務」実施要領改訂3版(長崎県)】 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条(1)】</p>

		食育計画を作成していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成し、計画に基づいた食事を提供すること。 <p>【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条(5)】</p>
		栄養士、施設長等による給食会議は行われていたが、会議内容を記録に残していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設における食事の提供は、献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等、各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、栄養士・調理員のみならず、様々な職種の連携が必要である。 施設長を含む関係職員による情報共有の場として、給食会議を設けること。また、会議に参加できなかった職員の共通理解を図るため、会議内容を記録し、職員に周知すること。 <p>【保育所における食事の提供ガイドライン】</p>
		搬入施設が一括して残食量調査を行っており、施設ごとの残食量を把握していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 食事の提供の責任は当該施設にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果さなければならぬ。施設ごとに残食量調査を行い、食事の摂取量を把握する必要がある。 提供する食事の内容に改善すべき問題があれば、形態の調整、献立の工夫、調理上の改善や盛り付け量、食事環境を整えるなど、対応する内容について検討し、搬入施設と情報を共有すること。 <p>【保育所・認定こども園における「食事の提供に係る業務」実施要領改訂3版(長崎県)】</p> <p>【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条】</p>
		嗜好調査を実施していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 献立内容が作成者の好みに偏らないよう、嗜好調査(喫食状況調査)を随時行い、子どもの嗜好を生かした給食内容に改善することが大切である。小規模保育事業所の園児は低年齢で、調査への回答が困難であることから、家庭での食事の状況を保護者に調査し、献立、調理、食事の提供等に反映すること。 <p>【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条第3項】</p>
13	自己評価及び評価結果の公表	事業所の自己評価を実施していなかった。または、保育士等及び事業所の自己評価を実施していたが、評価結果を公表していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 保育所は保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 <p>【保育所保育指針第1章3(4)】</p> <p>【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第45条】</p>
14	苦情への対応	苦情解決についてのマニュアルを整備していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 小規模保育事業所はその行った保育に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。苦情解決の適正化及び迅速な対応への取り組みとして、苦情解決の対応に係る事項をマニュアル化し、苦情を受けた際の対応を明確にすること。 <p>【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第21条】</p>
15	園児の健康診断及び歯科検診	健康診断を欠席した園児に、後日再受診させていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 1年に2回の健康診断の実施が義務付けられている。また、園児の健康診断及び歯科検診等に係る費用は、公定価格に含まれていることから、健康診断等当日に欠席した園児が後日受診できる体制をとり、費用は徴収しないこと。 <p>【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第17条】</p>

		<p>園児の健康診断の検査項目が、学校保健安全法施行規則に規定する検査項目を網羅していなかった。または、検査項目は網羅しているが、検査結果を記録する欄(項目)が不足しており、検査結果の確認ができない項目があった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる学校保健安全法施行規則に規定する検査項目を網羅し、検査結果は不足のないように表示すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1)身長及び体重 (2)栄養状態 (3)脊柱及び胸郭の疾病及び以上の有無並びに四肢の状態 (4)(視力及び聴力) (5)目の疾病及び以上の有無 (6)耳鼻咽頭疾病及び皮膚疾患の有無 (7)歯及び口腔の疾病及び異常の有無 (8)(結核の有無) (9)(心臓の疾病及び異常の有無) (10)(尿) (11)その他の疾病及び異常の有無 ※ () の項目についても実施されることが望ましいが、園児の年月齢に応じて検査実施が困難な場合には、検査をしていなくても指導とならない。その場合には、根拠を書面等に記録しておくこと。 【学校保健安全法施行規則第6条】 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第17条】
16	事故発生防止	<p>事故発生防止のための職員会議が1年間に1～2回程度の開催だった。または、定期的に職員会議において議題に上がっていたが、その会議内容を記録していなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期開催する職員会議において、園児の心身状態、安全点検の結果、ヒヤリハット等を議題にあげ、職員間で情報共有することも事故発生防止のための委員会に該当する。 事故発生防止の観点から、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合には、都度当該事項が報告され、分析を通じた改善策を職員に周知する体制を整備する必要がある。 そうでない場合でも、少なくとも1か月に1回程度は事故発生防止について、職員間で話し合う機会を設けること。また、職員会議において議題に上がった際には、内容を記録し、全ての職員に周知徹底すること。 【保育所保育指針解説第3章3(2)】 【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第32条(2)(3)】
		<p>事故発生防止のための研修を行っていないかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生防止に向けた環境づくりには、日頃からの職員間のコミュニケーション、情報共有に加え、事故予防のための実践的な研修の実施が不可欠である。事故発生防止のための委員会(職員会議)及び職員に対する研修は定期的に行うこと。 【保育所保育指針解説第3章3(2)】 【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第32条(3)】

		施設内外の安全点検をしているが、施設外の点検内容しか記録しておらず、施設内の設備及び備品等の点検記録を残していなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育中の安全管理には施設内外の環境整備が不可欠である。点検項目を明確にし、定期的に点検を行い点検結果を記録することで、問題のある箇所など職員間で共通の理解を持つこと。 <p>【教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン】</p>
		0歳児の午睡時チェックを15分おきに行っていた。また、1歳児の観察記録が残されていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故を防止する観点から、0歳児は5分、1・2歳児は10分に1回の睡眠時の観察が求められている。園児1人1人の呼吸・体位・睡眠状態等を点検し、SIDSを引き起こす可能性の高い0・1歳児に関しては、確認した内容を都度書面に記録すること。 また、2歳児においても定期的に観察、確認を行うこと。 <p>【教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン】</p> <p>【保育所等における乳幼児突然死症候群(SIDS)の防止及び救急対応策の徹底について(通知)】</p>
17	職員配置	朝の時間帯及び延長保育時等の園児が少数となる時間帯に保育士(保育資格を有する園長を除く)1名の配置となる日が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児が少数となる時間帯においても、開所時間を通じて最低2人の保育従事者による保育体制の確保が定められている。なお、朝夕など園児が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例により、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者に代替可能である。 <p>【保育所等における保育士配置にかかる特例について(通知)】</p>
		朝の時間帯及び延長保育時等の園児が少数となる時間帯に所定労働時間内の施設長と保育士1名の配置となる日が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設長の人件費相当額が給付費の基本分単価に組み入れられており、施設長の所定労働時間(勤務時間)内は、運営管理業務に専従することが前提である。管理者が常勤としての所定労働時間(勤務時間)内に保育に従事する場合は、「常時実際にその施設の運営管理の業務に専従」する要件を満たさないことから、減額調整措置が適用される。当該時間帯には施設長以外の保育士を配置する、又は管理者が常勤としての所定労働時間(勤務時間)の時間外で、保育に従事すること。 <p>【特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について】</p>
		乳児(0歳児)の在籍人数が4人を下回る月に、看護師を「みなし保育士」として配置し、保育に従事させていた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等における保育は専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則だが、特例により乳児4人以上を入所させる場合には、当該保育所等に勤務する保健師又は看護師・准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。しかし、この特例は要件を満たす場合に限られることから、乳児の在籍人数が4人を下回る場合には、看護師等を「みなし保育士」として配置することはできない。よって、主担任不在時に1人でクラスを担当することや、朝夕など児童が少数となる時間帯に保育士の代替として配置することはできない。 保健師又は看護師・准看護師については、乳児の在籍人数に応じて特例を適用すること。

なお、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者(下記①～③のいずれかの条件を満たす者)の場合には、保育士配置に係る特例により、乳児の在籍人数に関係なく当該施設の1/3を超えない(保育士を2/3以上配置する)範囲で保育士とみなすことができる。必要に応じて、特例を活用すべく、子育て支援員研修を修了させること。

- ① 子育て支援員研修を修了した者
- ② 保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者(年間1,440時間以上を1年程度勤務が最低基準)とし、配置から1年以内に子育て支援員研修を終了することを条件とする。
- ③ 家庭的保育者

【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて4(2)③】

【保育所及び認定こども園における保育士配置に係る特例における、「知事が同等の知識及び経験を有すると認める者」について(通知)】